

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会の経過報告について

1. 小委員会設置の経過

- (1) 「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格について（答申）」（平成 30 年 6 月 5 日）において、下記のとおり答申されたことを受け、手話言語や情報コミュニケーションに関する新たな条例の必要性について検討することとした。

[答申・抜粋]

なお、この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていけることが望まれます。

- (2) 検討の進め方について、「平成 30 年度第 2 回滋賀県障害者施策推進協議会」において了承された。

- ① 様々なコミュニケーションの手段を使う方々やその支援者から意見を聴き取り、本県における現状と課題を把握する。

【対象とするコミュニケーション手段】

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

- ② 先行する道府県の情報収集を行う。

- ③ 上記①②を踏まえ、条例の意義、目的、内容、県民一人ひとりの理解や実践につながる本県の実情にあった実効性という観点、条例化する場合にはどのような形がよいのか等について取りまとめ、滋賀県障害者施策推進協議会に小委員会を設置して議論する。

2. 小委員会の設置および委員

- 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会設置要綱（3 頁）
- 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会委員名簿（4 頁）

3. 小委員会の開催概要

- (1) 第 1 回会議（平成 31 年 3 月 26 日）

[議題 1] 滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会での議論について（報告）

[議題 2] 様々なコミュニケーションの手段に関する聴き取りの結果概要について

- 小委員会設置の経過や目的について確認するとともに、情報の取得・意思疎通に関する現状と課題について各委員から意見を述べていただいた。

- 主な意見
 - ・ 手話言語と情報コミュニケーションは委員会を分けて議論すべき。
 - ・ 手話言語、音声言語、発語のない方の受発信などすべてコミュニケーションとして議論してほしい。
 - ・ 行政や公務員から取組を広げる必要がある。
 - ・ 一人ひとりの特性に応じたコミュニケーション方法の選択ができることが大事。

(2) 第 2 回会議（令和元年 7 月 8 日）

[議題] 手話言語やコミュニケーション手段に関する理解と普及について

- 論点整理に向けて各委員が十分に意見を出せるよう、第 1 回会議に引き続き、条例の必要性や条例の内容として大切にしたいことなどについて意見を述べていただいた。
- 主な意見
 - ・ 障害特性に応じて必要なコミュニケーションの手段は異なるため、様々な障害特性に配慮した情報コミュニケーション条例が必要。
 - ・ 幼い頃から手話言語を獲得できる環境整備が重要であるため、その内容を盛り込んだ手話言語条例が必要。
 - ・ 障害の特性に応じた ICT を活用できる環境が重要。
 - ・ 音声言語、手話言語以外の様々なコミュニケーションがあるという前提が大事。
- 次回の会議に向けたまとめとして、先行して制定された他県の条例の内容を整理した資料、2 回目までの意見を整理した資料を事務局で準備し、3 回目の会議で論点整理を行うことが確認された。

(3) 第 3 回以降（予定）

- ・ 論点整理等を行い、今年度中に条例の必要性についての中間まとめを行う。

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条の規定に基づき、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について、専門的な調査検討を行うため、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会（以下、「小委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行うものとする。

- (1) 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例に関すること。
- (2) その他、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討にあたり必要な事項に関すること。

(会議の開催)

第3条 小委員会の会議は、滋賀県障害者施策推進協議会会長（以下、「会長」という。）が招集する。

- 2 小委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員)

第4条 小委員会の委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第2項に基づき、の規定に基づき、学識経験者、関係団体の役職員、関係行政機関の職員等から会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から2020年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 小委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、小委員会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 小委員会の運営に必要な事務は、健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

おかだ 岡田	まさや 昌也	特定非営利活動法人しが盲ろう者友の会	理事長
おくむら 奥村	のぶみち 信満	近江八幡市福祉保険部障がい福祉課	課長
おだ 織田	ちえ 千瑛	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会しが本人の会なかよし会	
かわもと 川本	こうへい 航平	特定非営利活動法人JDDnet 滋賀	理事
さきやま 崎山	みちこ 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会	理事長
さとう 佐藤	しんご 信吾	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	代表
しゅくや 宿谷	たつお 辰夫	滋賀県中途失聴難聴者協会	会長
せきね 関根	ちか 千佳	株式会社ユーディット	会長 同志社大学政策学部 客員教授
たまき 玉木	ゆきのり 幸則	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会	顧問
なかにしく 中西	みこ 久美子	一般社団法人滋賀県ろうあ協会	副会長
にしむら 西村	たけし 武	滋賀湖声会	会長
はやし 林	ゆうこ 優子	多賀町福祉保健課	課長
ほりいしん 堀井	べえ 新兵衛	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会	理事
やまの 山野	かつみ 勝美	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長
やまもと 山本	ひろみ 廣美	滋賀県手話通訳問題研究会	会長
よしだ 吉田	くみこ 久美子	特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会滋賀支部	支部長

(16名)